

平成23年第2回与論町議会臨時会

与論町議会会議録

平成23年2月10日

与 論 町 議 会

平成 23 年第 2 回与論町議会臨時会

第 1 日

平成 23 年 2 月 10 日

平成23年第2回与論町議会臨時会会議録

平成23年2月10日（木曜日）午後3時28分開会

1 議事日程（第1号）

開議の宣告

第1 会議録署名議員の指名

第2 会期の決定

第3 議案第2号

2 出席議員（12人）

1番	川 村 武 俊 君	2番	林 隆 寿 君
3番	供 利 泰 伸 君	4番	福 地 元一郎 君
5番	喜 山 康 三 君	6番	本 畑 敏 雄 君
7番	坂 元 克 英 君	8番	喜 村 政 吉 君
9番	野 口 靖 夫 君	10番	麓 才 良 君
11番	大 田 英 勝 君	12番	町 田 末 吉 君

3 欠席議員（0人）

欠員（0人）

4 地方自治法第121条による出席者（3人）

町 長 南 政 吾 君 総務企画課長 元 井 勝 彦 君
町民福祉課長 沖 野 一 雄 君

5 議会事務局職員出席者（2人）

事 務 局 長 川 畑 義 谷 君 係 長 朝 岡 芳 正 君

開会 午後3時28分



○議長（町田末吉君） ただいまから、平成23年第2回与論町議会臨時会を開会します。

これから、本日の会議を開きます。



日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（町田末吉君） 日程第1、「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、4番福地元一郎君、9番野口靖夫君を指名します。



日程第2 会期の決定

○議長（町田末吉君） 日程第2、「会期の決定の件」を議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は、本日1日としたいと思います。
御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（町田末吉君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日1日と決定しました。



日程第3 議案第2号 平成22年度与論町一般会計補正予算（第7号）

○議長（町田末吉君） 日程第3、議案第2号、平成22年度与論町一般会計補正予算（第7号）を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（南政吾君） 議案第2号、平成22年度与論町一般会計補正予算（第7号）について提案理由を申し上げます。

歳入の主なものといたしまして、国庫委託金に安心・安全子宝事業費委託金6,998万5,000円を、また、庁舎建設繰入金に215万4,000円を計上しております。次に、歳出の主なものといたしまして、財産管理費に多目的屋内運動場駐車場隣接地購入に伴う農作物補償を215万4,000円、また、保健衛生費に安心・安全子宝事業費として6,998万8,000円を計上しております。安心・安全子宝事業につきましては、総務省が進めるＩＣＴ（情報通信）を利用した地域医療に資する遠隔医療の有効性や安全性を示すデータの収集・蓄積等を目的とし、特にへき地離島におけるＩＣＴによる遠隔診療支援体制を構築し、対面診療と遠隔診療の双方において科学的データを得るための委託事業です。今回は、奄美市と与論町が広域連携して、妊婦を対象にＩＣＴを利用したモバイル胎児心拍転送システムや妊婦情報共有システムを導入して遠隔妊婦検診、糖尿病、高血圧など生活習慣病を抱えるハイリスク妊婦の予防・改善を実施しようとするものです。歳入・歳出予算にそれぞれ7,216万2,000円を追加し、一般会計総額43億9,568万9,000円となっております。

御審議され、議決していただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。よろしくお願ひいたします。

○議長（町田末吉君） 提案理由の説明は終わりました。

これから、質疑を行います。

○議長（町田末吉君） 1番。

○1番（川村武俊君） 用地購入費について、この場所とかそういう資料というのは、事前に提出していただきたいのですが、どこの場所かもこれでは分からないです。これは、ひとつお願ひします。それから、安全・安心子宝事業費に6,900万円を計上されておりますが、これについての具体的な内容の御説明をお願いします。

○議長（町田末吉君） 町民福祉課長。

○町民福祉課長（沖野一雄君） 御質問に対してもお答え申し上げます。御案内のとおり与論町だけではなく奄美群島全域、奄美市を除いては似たような状況であります、産婦人科医がまずいらっしゃらないということで、私ども与論町の妊婦さんにつきましては、定期検診であるとか出産の際にも島外、沖縄や鹿児島、奄美あるいは里帰りをして出産するといった現状がございます。そういった中で産婦人科医がない与論町におきましては、総務省が所管します地域ICTという最先端の情報技術を使って安心・安全な出産ができる、あるいは、定期検診、遠隔妊婦検診ができるということで、この事業に手を挙げたわけでございます。具体的には、妊婦さんのおなかの中にいる胎児の心臓の状況、心拍、あるいは、私どもの与論町にいる保健師が医者に代わって問診をしたりする中で、そういった情報を遠隔にいる産婦人科のお医者さんに正常であるか、あるいは異常があるか、そういうところを診てもらってアドバイスをいただくことによって、できるだけ妊婦さんの経済的負担あるいは心理的な負担、そういうものを和らげることができるのでないかということで、計画した事業でございます。また、詳しいことについては、御質問があればお答えしてまいります。以上です。

○議長（町田末吉君） 1番。

○1番（川村武俊君） この事業をするに当たって、将来的に医療が改善するとか、そういうもののをお持ちでしょうか。

○議長（町田末吉君） 町民福祉課長。

○町民福祉課長（沖野一雄君） 総務省が構想企画されているこの事業は、もともと日本の離島へき地、山間地で産科医や医者の不在のところで、どういった方法があるかということで考え出されている事業ですが、私どもが、まず、手を挙げた理由の1つにはやはり医療費が高いと、その中でもこういった妊産婦をめぐる医療の状況というのは非常に厳しい状況にあるということで、島外にしおちゅう出かけていかなければならぬ妊婦さんの経済的な負担を軽減するために、町の方でも14回の定期検診助成をしています。このように島外へわざわざ出向かなくてはいけないわけですが、その回数をなるべく減らすことによって、例えば町の方で出産支援事業ということで県と一緒にになって補助金を出しておりますけれども、そういった経費も削減できるであろうし、また、早期に妊婦さんの病気のリスクが高まる、初期の段階でそういう状況も発見できるということで、医療費の削減にもつながっていくだろうということで、現在町から出している補助金もある程度はこの事業の導入によって削減が図られるのではないか、事業効果が得られるのではないかと考えております。以上です。

○議長（町田末吉君） 町長。

○町長（南政吾君） この事業については、100%補助ということで総務省の方

から情報があったという点と、地域医療関係の非常に前向きな事業であるということで、声が掛かってきたわけです。徳洲会病院に行って、実際にこの事業をやった場合に、その効果はあるかどうかいろいろ御指導をいただきながら相談したところ、是非必要だということでしたので、これをやろうということでお願いをした事業です。以上です。

○議長（町田末吉君） 9番。

○9番（野口靖夫君） まず、この財産管理費、先ほど川村議員の方から質問があつたわけですが、この210万円という金額でどれくらいの面積の土地が購入できるかということも分かりません。だから、先ほどいわれた川村議員は、地図もなければどの大きさなのかも分からぬで、これを認めてくださいといふのはおかしいじゃないかということを言っているのではないかと思うのです。それを今でもいいからまず、示していただきたいということ。それからもう1点は、実際に使ってみて、町長からも私的な会議の雑談の中で話を聞いたこともあるのですが、あそこの多目的運動場の周りにある変な施設ですが、あれは本当に取り壊した方がいいと思います。そして、施設はできただけでも車を止めようとしたら、もう道路いっぱいになってしまふ、車を止める所がない。私は反対しているのではなくてこの事業は絶対必要だと思う。だけど、そのためには中庭にある、入り口の前にある施設を取り壊してきれいに整地をするというのがひとつ。それから、もう1点は、そこの入り口の土地を購入して駐車場をきれいに完備する。これは必要だと思います。まずは、それからお伺いします。

○議長（町田末吉君） 総務企画課長。

○総務企画課長（元井勝彦君） 資料等につきましては、次回からは添付するようにいたしますので、すみませんでした。御指摘の件であります、 657m^2 であります。単価が3,200円です。土地代は210万2,400円となります。それからきびの補償費がございますが、これも基準がありまして、1 m^2 当たり77円ということで、掛ける平米数ということで5万589円ということになります。御指摘の多目的運動場の前の施設につきましては、向こうを整備するときに撤去するなり、また有効に使えるような方向で一帯を整備するよう計画しておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。ありがとうございます。

○議長（町田末吉君） 9番。

○9番（野口靖夫君） そうすると、大体3,200円ですね。はい分かりました。では、是非先ほど言ったことも同時に進めていただきたいということで、分かりました。それから、もう1点お伺いします。報償費ですが、委員報償費に150万円計上されています。そして、人材育成・実証指導員報償費に245万円。今から3月まで後1か月足らずですが、その中で、補正予算としては、いつまでの報償費なのかということが1つ。そして、この委員報酬を受けられる方々が、どういうお仕事をされるのか、その内容を示していただきたい。そして、人材育成・実証指導員とありますが、これは一体どういうお仕事をされるのか、毎月あるいは1日幾らぐらい差し上げておられるのか、その点をお示しいただきたいと思います。

○議長（町田末吉君） 町民福祉課長。

○町民福祉課長（沖野一雄君） この事業をまず、議会で認めていただきますと、今後の予定としては2月14日に総務省と契約を結んで、私ども与論町が受託し

ます。実際は与論町といいますか、受け皿は奄美群島広域事務組合ということで、奄美群島広域で結ぶことになっておりますので、私ども与論町と奄美市と連携した形で総務省と委託契約、受託の契約を結ぶことになります。そして、協議会をまず立ち上げなければいけないということで、推進母体となる協議会というのを立ち上げますが、大体10人ぐらいのメンバーで構成するつもりで考えております。10人の皆さんにつきましては、この地域ICT事業を実際に全国で総務省、あるいは厚生労働省と連携をとりながら進めております、有名な産婦人科関係のお医者様であったり、学者であったり、そういうたったのメンバーがいっぱいいらっしゃいます。例えば日本医療情報学会の田中先生という方、あるいは、神奈川大学の研究センターの特認教授の先生であるとか、あるいは、岩手県立大船渡病院の副院長であるとか、そういうたった日本を代表するような高度医療、遠隔医療システムの権威の先生方をメンバーに加えて連携を図りながら、それに、地元の徳洲会病院の院長先生、パナウル診療所の古川先生、あるいは大島郡医師会の役員の先生、そして、奄美群島内の中核病院となるべき県立大島病院であるとかを想定しておりますが、奄美市内の医療機関の先生であるとか、奄美市の職員、与論町の職員あるいは奄美群島広域事務組合の職員、あるいは地元代表ということで、私どもが組織しております長寿子宝推進協議会のメンバーの方であるとか、そういうたった方々10人で構成しております、その委員報償費は、もちろん国費ということもあります、かなり単価が高くなっています。その単価の根拠は、一応鹿児島県条例の委員報酬に準じてやっております。それと、報償費の単価とか、そういうたったものは去年の10月に企画書、申請書を提出いたしまして、12月27日付けで、総務省の方から内示をいただいております。この事業は年末の遅い時期にいただいたのですが、追加募集だったのですから、私どもが手を挙げた時期も遅かったのですが、総務省の予算にはまだゆとりがあるということで、手を挙げたわけです。ですから、平成22年度の今回のこの予算については3月までの年度内消化は、まず無理ではないかと思っております。当然そうなりますと、繰越明許という形にならうかと思いますが、国の方でも当然それを想定しております、23年度の方に繰越明許という形で繰越をさせていただいて、執行せざるを得ないというふうに考えております。

○議長（町田末吉君） 9番。

○9番（野口靖夫君） この補正予算を編成するに当たって国との交渉の中で、12月のいわゆる一番忙しい時期に決定したもので今出さざるを得ないということ、そして、それに対して今お話を聞きしますと、3月まで後1か月しかないわけです。それでは、消化するのは無理だと。そして、それを次年度の23年度に繰越明許で使うというようなやり方なのですが、では、これが正しいやり方だと思って計上していると思うのですが、こういうやり方は、私が見たら全く正しくないと思います。というのは、繰越明許してもいいという確約は取られているのですか。それが1点。もう1点はこの学会の方々です。特殊な技術をもった方々を委員に任命されるということありますが、本当にそれは、県のやり方はちょっととかけ離れているのではないですか。そして、ましてや広域事務組合でやるわけです。奄美市と与論町が提携するわけです。そして、奄美市の広域事務組合におられる職員というのは普段給料をもらっているのではない

ですか。もらっているのに、また追加して差し上げるわけですか。それは、予算の使い方としては一般町民から見ても誰から見ても合理性がないと思うのですが、町長どう思いますか。

○議長（町田末吉君） 町長。

○町長（南 政吾君） この方法は、国が主導して全部補助をするということで、私どもとしてはどうしても婦人科と小児科がないものですから、お医者さんをお願いする代わりに、いい事業だということでお願いしたわけです。一応、この内容は国の主導でやっているということで、私は本当は最初与論町で直接やるのかと思っていたのですが、制度上、奄美を経由した形でと言われまして、その指導を受けてこういうふうなやり方をしているわけです。従いまして、繰越明許をしても問題がないのではないかと。私はまだ聞いていないのですが、来年に繰り越しても、年末になってから急に出てきたものですから、その点は一応は来られた方には、今年事業を起こしてすぐにやるというのは非常に難しいところがあるということを申し上げたのですが、来年までにかけてもいいのではないかということだったわけです。その確認は私の方ではやっていません。

○議長（町田末吉君） 9番。

○9番（野口靖夫君） 最後に。今町長のおっしゃったとおりだと思うのです。私はここでなぜ質問したかというと、これは、もう一度広域事務組合の方で調整して、どういうものなのかをしっかりと話し合っていただきたいということです。国の制度ですから、お金は全部向こうから入ってくるから、与論町の方では負担はしないのだから、有り難い事業なのだという気持ちは分かります。だが、果たしてこれは、蓋を開けてみたときに、実際にできなかつたら市町村にさせるという可能性もあるのです。繰越明許できなかつた場合の話です。大変失礼だけれども民主党の場合はそういうところがありますから。というのは、子育て支援の問題では負担金は市町村で持ちなさいと言っているぐらいだから、いい加減なところがあるから、やはり、しっかり調べていただきたいということをお願いしたいと思います。

○議長（町田末吉君） 10番。

○10番（龍 才良君） 今の続きで関連してお伺いしますが、この業務委託料は、どこに委託をなされるのか、時期的な繰越明許という話も出ておりますが、いつまでの話なのか。これは、プログラムの開発ということですので、その開発の中で今既存の施策、計画、あるいは施設というところとの絡みはどうなっていくのか。これは、今これだけの予算がついていますが、このプログラムができるから実際に実践する時には、どういう方向になるのか。そこまで今見えているのかどうか、お伺いします。

○議長（町田末吉君） 町民福祉課長。

○町民福祉課長（沖野一雄君） お答え申し上げます。基本的な話から御説明させていただきます。妊婦さんに向けたこの支援は、もちろん申すまでもないのですが、まず、第4次総合振興計画の中でも、オンリーワンの島づくり構想の具体的な施策の1つとして、妊婦さんへの負担の軽減、あるいは遠隔医療システム等の利用とか、あるいは住民参加型の健康づくりですとか、そういうことをもうたわれておりますし、また、今年度、今印刷段階に入っております、第5次与町総合振興計画の中でも安心して妊娠、出産ができる健康づくりの様々な

相談とか、行政からの情報提供とか、そういうことをやりますというふうにビジョンの中でもうたっております。ですから、まず、そのビジョンと合った事業であるということが、大きなところだと思います。後は、これだけの大きな予算を投じてどうなのかというお話ですが、実は、この事業は十分に説明していないわけで、私も今勉強中ですが、遠隔医療ということで、日本の最先端のモデル的な取組として総務省では考えているようです。ですから、このシステム開発の費用というのはかなり高額になっています。予算の中で御案内のように7,000万円のうちの5,200万円余りが、そのシステム開発用のソフトウェアの費用に関わっております。では、どこに委託するのですかという点ですが、これもやはり総務省の構想の中にあります、厚生労働省の所管するある財団法人、そちらの方と連携して取り組むようにという指導でございますので、そちらの財団法人と連携しながら進めていくことになろうかと思います。私の方は情報関係の細かいところは詳しくないのですが、恐らくその厚生労働省所管の財団法人としっかりと連携を取りながら進めていくことになろうかと思っています。ですから、7,000万円という費用のほとんどが結果的には島外に流れてしまいます。あるいは、例えば島内のNPO法人ですか、そういうところにまた端末機器の操作ですか、あるいは、モバイル機器とパソコンをつないだいろいろな使い方とか、そういう指導は地元のNPO法人にお願いしようかと考えておりますが、そうしますと、7,000万円というお金の割りには島にあまりお金は落ちないという感覚ではあります。しかし、結果的には妊婦さんたちの経済的な負担、心理的な負担というのがかなり軽減されるのではないかと期待しておりますし、モデル事業として展開し、これは素晴らしいということになれば、妊婦さんが島外まで行かなくても、少ない費用で安心して子供が産める体制ができるのではないかと思っております。以上です。

○議長（町田末吉君） 10番。

○10番（鹿 才良君） プログラムの開発ということですので、当然事業関係と違って島外にお金が流れる率が高いのは、致し方ないことだと理解をしますが、ただ私たちが十分に気を付けなければいけないのは、先ほどありましたように奄美が入って、奄美を中心となってこの計画をしていくと、どうしても鹿児島県内の奄美の枠の中に与論は組み入れられていくわけです。そういう危険性が高いわけです。ところが、与論はお隣の沖縄県との絡みというのをどうしても重点的に考えないと、実際には、生活に密着した運用ができていかないわけあります。今進めております観光関係においても、奄美群島内でくくる場合においても、与論島の場合は沖縄との連携を、その中に組み入れた形でやっていただきたいという話をしているところですが、是非、この話を進める中においては、行政の枠を超えて沖縄との連携を強く押し込んでいっていただきたいし、この委員になられる方々にもその辺を十分に御理解いただくよう強く要請していただきたいと思います。町長にお願いいたします。

○議長（町田末吉君） 町長。

○町長（南 政吾君） 全くおっしゃるとおりであります、私どもとしては、こちらにある徳洲会病院、あるいはパナウル診療所の先生方を中心にしてやるわけで、その先生方にお願いしてこのプログラムにも参加させていただいて、

検討するわけですので、特に沖縄との関連は、鹿児島県だからということで、鹿児島県だけでということではなくて、そのような考え方でさせていただきたいと思っております。

○議長（町田末吉君） 10番。

○10番（龍才良君） 併せてこの妊婦中心の計画でありますと、与論の抱えている医療全体、それを取り囲むいろいろな施策等についても、このプログラム開発の中では非検討を進めていただくよう要請するところであります。今問題になっていることの1つにドクターヘリの問題もあります。これも与論と沖縄との関係であれば十分に対応できるわけですが、これを奄美、沖縄までの枠でくくっていくと、これは沖縄と与論だけの関係ではすまないという広域的な問題もいろいろあるということでございますので、是非そういう行政の枠を超えたプログラム開発ができると要請していただくようお願ひいたします。

○議長（町田末吉君） 5番。

○5番（喜山康三君） 午前中、総務省の方に電話をかけて内容について少し調査をしました。それから、広域の方にも電話をかけてお聞きしましたが、今の課長と町長の答弁は全くでたらめです。この事業は、NPO団体だと、あるいは第3セクターとか自治体で2つ以上が共同して行う事業であるといわれております。ということで、広域の方にお聞きしたら、広域は奄美市との仲立ちをしているだけで、全く関わっていませんと。そしたら、奄美市は誰が御担当ですかと聞いたら、奄美市の方はまだ担当も決まっていませんと。年末も差し迫つてから強引にこの事業を作り出してきている感は否めないです。これは、総務省のホームページでは、9月14日に地域通信振興課の方から出ているのです。基本的にこういう妊婦検診のことが総務省から出てくること自体おかしいなと思うわけです。要するに総務省は通信機器のその辺に予算を投じて、事業を活性化したいという思惑があるわけです。厚労省とは全く別なのです。この事業の出発点自体が。それをたまたま妊婦検診に当てはめたような、無理したような感じがして、情報通信の担当の武永さんという方にお聞きしたら、このシステムは今国内では北海道の1箇所だけしかないそうです。それと今、課長は妊婦にいろいろ貢献するとおっしゃっていますが、私は、いろいろお聞きしたいことがいっぱいあるのですが、簡単な話が、この予算の中の1の14項の使用料及び賃借料です。システムリース料とかモバイルの端末レンタル料とかその辺で1,200万円。恐らくレンタルですので、最低5年はレンタルカリースになると思うのです。先ほど野口議員が、これは繰越明許ができるかどうかということで、非常にこれはおかしいのではないかということで質問をされました。それは私も問題があると思うのです。実をいうと、この使用料や賃借料については、次年度にわたって補助金があるか、交付金があるかということで質問をしたら、基本的にありませんと。ただし、翌年度の24年度については、審査を行って1年だけは出しますと、逆にこれは繰越明許でいったら24年度分の賃借料はもう取れないということです。結局、1,300万円余りのお金を今後4年間、5年間にわたって、与論町はこのシステムにお金を出さないといけないという大きな負担が待っているわけです。1,300万円だけお金を出して、この遠隔医療で妊婦さんに対してどれだけの貢献があるかなと考えた場合、はてなど。21年度の妊婦の検診料のことですが、去年は、これ

は14回まで全額国の負担でしたか、課長。21年度の分は1回から5回までは全額町が負担し、6回から14回までは県と町が50%ずつ負担ということになっていたと思うのです。その時の町の負担が273万1,800円、それから県の負担が94万4,300円。妊婦の検診料に1年間でたったこれだけしか使っていないのです。それと、妊婦検診にもいろいろありますて、その妊婦検診だけではなくて、出産後に子供とお母さんが病院から退院するだけでも親子検診があるのですが、親子検診については全く補助はないわけです。全額本人負担になっているのです。そこら辺についても町独自で今後5年間お金を出すなら、この1,300万円で妊婦さんの面倒を見てあげた方がよっぽど実入りがあるのではないか。そして、先ほど議員からも質問がありましたが、これの経費内訳についても、日本国内有数のお医者さんだとか何とか言っても、これは、システム開発のためのものであって、実質的に与論には利益も何ももたらさないわけです。私もだから今後の負担のことを考えた場合には、この事業の導入、また今、繩越明許については確認はされていないとおっしゃっているわけですので、これが果たしてできるものかどうか、私も確認は取っていないかったのですが、非常に無理な事業ではないのか。それから、ホームページの中に添付ファイルがあって、実施要領とか提案書あるいは收支見込み、支出経費の内訳とかの資料がありますて、その中に委託料、市町村財源、利用者の負担金というのがあります。住民の。そして、この事業を運営するに当たっては、端末機は妊婦さんの家に置くわけですよね、基本的に。課長いかがですか。

○議長（町田末吉君） 町民福祉課長。

○町民福祉課長（沖野一雄君） 端末は7台を予定しております、具体的には与論病院、それから保健センター、後の5台は妊婦さんに直接お貸しして、自宅でも自分でできるようにすることを想定しております。それから後1点、野口議員さんからも繩越明許はどうなるかというお話がありました。繩越明許については国の方で、繩越明許もやむなしといいますか、それを想定した事業で進めておりますので、繩越明許をすることにおいては何ら問題はないと考えております。以上です。

○議長（町田末吉君） 5番。

○5番（喜山康三君） だから、端末機5台は妊婦さんの家に置いて、いろいろと妊婦さんの健康状態をチェックするための端末機ですよね。そして、その情報をいわゆる保健センターでも共有するのかどうか分かりませんが、広域の方には端末機を置かないのですかと聞いたのです。要するに奄美市の分の端末機はないわけです。名瀬の徳洲会病院とああだこうだと言いますが、だったら端末機は別に要らないのだと、向こうは。そうすると与論病院だって要らないわけです。そして、この事業の中身を見ますと与論町だけの事業なのです。そして、妊婦を診るのは、必ずしも地元の医療機関だけではなく、沖縄の病院とか他の産婦人科の病院とかいろいろありますので、そういうところとも連携が取れて初めて、これの意味があるのです。だから、他の県外の医療機関との連携ですか、その辺の連携もどういう形で取られているのか。今見た限りでは全く取られていないと。そういう解釈しかできないのですが、その点はいかがでしょうか。

○議長（町田末吉君） 町長。

○町長（南 政吾君） 先ほど申し上げたのですが、なぜ奄美を経由しなければならないのかということを聞いたのは、奄美を素通りするということで、とにかく中に広域を入れなければ駄目だということを言われているわけで、決して奄美でも同じような設備をしてやるというわけではなく、与論だけの事業ということです。これは、先ほど申し上げたとおりであります、ただ、効果のことをおっしゃいましたが、効果については、与論町は産婦人科もないし離島であるが故にその恩恵を受けられない状況にあるので、無理して入れた光ファイバによる最大限のサービスを町民に施すことができるのではないかと考えた時に、高血圧や糖尿病といった病気を持っている妊婦さんは特にですが、国の制度を利用して1人でもその恩恵を受けられればという思いでお願いをしたわけです。そして、私は確認はしていないのですが、全額補助ということでやったわけです。これを年度末がきたから、来年度にまたがるから補助は打ち切りますということを、まさか国がそんなことをやるはずはないと思いますので、やはり、繰越明許は絶対大丈夫だと、後ほど確認はしたいと思いますが、そんな無責任な国であれば、これはとんでもない話なので、そんなことはないと確信しております。

○議長（町田末吉君） 暫時休憩します。

----- ○ -----
休憩 午後4時07分
開会 午後4時12分

----- ○ -----

○議長（町田末吉君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○議長（町田末吉君） 5番。

○5番（喜山康三君） 私が町長にお願いしたいのは、こういうことは医療機関がやるべきことなのか、行政がやるべきことなのかの仕分けをまずきちんとやること。私は、この遠隔医療について積極的に進めることは大賛成です。ならば、地元にこれだけの医療機関があるわけですので、地元医療機関のいわゆる遠隔操作の設備とかそういうもののソフト支援を町長が率先して、妊婦だけでなく、他の医療にも裾野が広がるようなシステムを構築するように、そういう事業を探していただきたいと、それをお願いしておきます。

次に移りますが、町の建設繰入金のことですが、この215万4,000円の金額の根拠はどうして決めているのかなど、補正予算の度に少しづつ上がっていますが、金額の根拠だけを教えてください。

○議長（町田末吉君） 総務企画課長。

○総務企画課長（元井勝彦君） 金額については、与論町の公共用地取得検討委員会というのがあります、そこで検討しまして、毎年土地の購入については検討しています。

○議長（町田末吉君） 5番。

○5番（喜山康三君） 庁舎建設基金繰入金の建設費です。

○議長（町田末吉君） 総務企画課長。

○総務企画課長（元井勝彦君） これは、一応この補償費関係は予備費に入れて、すぐ台帳に入れればいいのですが、そうすると後々管理ができないということで、補償費関係は全て庁舎建設基金の方に繰り入れております。そこで管理してそ

これから出して購入するようにしております。そうしないと後々、何にどれだけ使ったかという管理ができない関係でこういう形にして、後々引き継いだ方々も分かるようにあえて庁舎建設基金の方に繰り入れて、そこから引き出して支払いをするという方法を取っております。

○議長（町田末吉君） 5番。

○5番（喜山康三君） もう1点だけお伺いします。そういう財産を購入するときに補償費というのがあって、前回の議会の中でも上田線の拡張とかその辺の改修工事における補償費の内訳、内容について資料を提出するように求めたのですが、いまだ提出されていない状況なので、是非お願ひします。それから補償をするときにその基準というのがあると思うのですが、その補償費に関する基準表というのは議会の方には提出できますか。どういう形で算出されているのか。それについていかがでしょうか。

○議長（町田末吉君） 総務企画課長。

○総務企画課長（元井勝彦君） すぐに提出いたします。

○議長（町田末吉君） 5番。

○5番（喜山康三君） それから、まず、地権者と交渉するときに今までいろいろ話を聞くと、こういう話じやなかったとか、最初言ったのとは話が違うじゃないかというようなトラブルをよく耳にするのですが、御担当の方が地権者と話合いをするときは、必ず2人でその当事者と立ち会って話をしているかということと、それから、それをきちんとメモに取っているかどうか。証拠を取って、きちんと署名捺印をして、こういうものに合意いたしましたという文面を残しているかどうか。今までいろいろ聞くと、そういう話が多過ぎて、地権者とかそういう方々と補償交渉を行うときには、公明正大に行って何をどうするという形で、後で裁判沙汰にならないように、きちんとした形で進められるよう要望しておきます。一言町長からお願ひします。

○議長（町田末吉君） 町長。

○町長（南 政吾君） その件については、ある程度確認事項が必要なので、必ず2人以上行くようにということで、内容によっては3人行くこともあります。必ず交渉事には2人やっています。ずっと以前からそれだけは実行しております。それからメモの件についてですが、できるだけやり取りは証拠が残るようにということでやっているわけですが、場合によっては簡単に口約束でということもあるわけですが、できるだけ文章でのやり取りをするようにさせております。以上です。

○議長（町田末吉君） 4番。

○4番（福地元一郎君） 先ほどから話に出ていますが、やはり、その賃借料の1,260万円というのは、どう考えても高いような気がするのです。モバイル端末が1月1台10万円というのは、本当にこれは馬鹿げた話で、これだけの金があるなら妊婦に直接現金をあげた方がいい、よっぽどためになるような気がします。それから、もう1つは、奄美市とデータのやり取りをするという話ですが、現在の光ファイバの遅さで、10Mbpsもいかないような速度でデータが完全にやり取りできるのかという疑問が残ります。そういったことからしても、この事業には無理があるような気がするのですが、いかがでしょうか。

○議長（町田末吉君） 町長。

○町長（南 政吾君） 私も細かい内容はよく分からぬのですが、大体年間ではその維持費、リース料とかを全部入れて128万円、大体4年間では700万円ぐらいという指導を受けているわけです。後の維持費が非常に掛かるのではないかというような心配があつて、その点は来られた方にいろいろ聞いて説明を受けたのですが、忘れてしまって、今担当の方から聞きましたら、4年間では大体700万円、年間では120数万円ということで聞いているようです。以上です。

○議長（町田末吉君） 5番。

○5番（喜山康三君） インターネットの光の件では、議会の方でも50Mbpsは絶対保障するということで説明を受けましたが、確固としたのがないのにこれを納得してくださいと言つてもこれは無理ではないですか、町長。賃借料が今後幾らになるかとか、業者と契約を結んでいるわけでもないし、どういう状況なのか試算表が出ているわけでもない。だから、想像でここで言われて採決してくださいと言つてもそれは無理ではないですか。いかがですか。

○議長（町田末吉君） 町長。

○町長（南 政吾君） 私どもとしては、この事業が入ってきたときに、その見積書とか相手の所から幾らという確約書を取つてやつたことはないです。これは、もってこられた国の方々を信用する以外にはないです。それまで事業内容の見積書を持ってこないとその話には乗れないということは、なかなか私の立場から言える状況ではないので、相手を信用する以外に方法はないということで今までやってきているわけです。その点はまた改めて確認をしたいと思います。今御指摘いただいた件については、確認をしたいと思いますのでひとつ御理解いただきたいと思います。

○議長（町田末吉君） 暫時休憩します。

----- ○ -----
休憩 午後4時20分

開会 午後4時44分
----- ○ -----

○議長（町田末吉君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○議長（町田末吉君） これで、質疑を終わります。

○議長（町田末吉君） お諮りします。議案第2号は、会議規則第39条第2項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（町田末吉君） 異議なしと認めます。

したがつて、議案第2号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから、討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（町田末吉君） 討論なしと認めます。

これから、議案第2号、平成22年度与論町一般会計補正予算（第7号）を採決します。

この採決は、起立によって行います。本案に賛成の方は、起立をお願いしま

す。

「賛成者 起立」

○議長（町田末吉君） 起立者多数です。

したがって、議案第2号、平成22年度与論町一般会計補正予算（第7号）
は、原案のとおり可決されました。



○議長（町田末吉君） これで本日の日程は、全部終了しました。

会議を閉じます。

平成23年第2回与論町議会臨時会を閉会します。

御苦労様でした。



閉会 午後4時46分

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

与論町議会議長 町田末吉

与論町議会議員 福地元一郎

与論町議会議員 野口靖夫